

居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人恵仁会（以下「本会」という。）が行う居宅介護支援事業（以下「事業」という。）は、要介護者等から依頼を受けて、日常生活を営むために必要な居宅サービスを適切に利用できるよう、居宅サービス等の種類や内容等の計画を作成するとともに、計画に基づいたサービスが確保されるよう指定居宅サービス事業者やその他の者との連絡調整等の便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業は、要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居所において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようサービスの提供を行う。

2 事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。

4 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 居宅介護支援事業所古賀の里
- (2) 所在地 長崎市古賀町806-2

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（兼務）

管理者の職務は、事業所の介護支援専門員その他の職員の管理、本事業の利用申込に係る調整、業務実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、事業所職員に事業の運営に必要な指揮命令を行う。

- (2) 介護支援専門員 7名以上

介護支援専門員は、要介護者等からの依頼に応じ、その利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が選択できるよう指定居宅サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、そのサービスが確実に提供されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う。

(営業日及び営業時間及び休業日)

第5条 事業所の営業日及び営業時間及び休業日は、次のとおりとする。

- | | | |
|-------------|-----------------------------------|--------------|
| (1) 営業日及び時間 | 毎週月曜日から金曜日 | 8時45分～17時45分 |
| | 第1、3、5土曜日 | 8時45分～12時45分 |
| (2) 休業日 | 第2、4土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日） | |

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料)

第6条 利用者からの相談又は依頼の内容把握等に当たっては、事業所の相談室及び利用者の居宅とする。

2 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等担当者会議の開催、照会等により計画の内容について、担当者の専門的見地からの意見を求める。

3 居宅介護支援事業の内容は、次のとおりとする。

- ① 在宅で生活している要介護者等が、日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護者等から依頼を受けて、利用する指定居宅サービス等の種類や内容等を定めた「居宅サービス計画」を作成する。
- ② 介護サービス計画に基づき、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス事業者やその他の者との連絡調整等の便宜の提供を行う。
- ③ 「居宅サービス計画」作成後においても利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
- ④ 利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。
- ⑤ 介護保険施設から退院又は退所しようとする利用者及びその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行う。
- ⑥ 介護支援に係る利用料は介護報酬の告示上の額と同額の利用料とする。また、通常の事業の実施地域以外の居宅を訪問して居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合は、次の額を徴収する。

ア 事業所から片道おおむね10km以上の場合は、公共交通機関の料金に準じた額 その他費用の徴収が必要となった場合については、その都度利用者等と協議し、同意を得たものに限り徴収する。

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時における対応方法）

第7条 介護支援専門員等は、利用者を訪問中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告をしなければならない。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、長崎市（東長崎地域包括エリア、日見・橘地域包括エリア）、及び諫早市は地域により相談に応じます。

（虐待防止に関する事項）

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

（1） 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

（2） 虐待防止のための指針の整備

（3） 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施

（4） 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

（その他運営についての留意事項）

第10条 事業所は、介護支援専門員等の資質向上を図るための研修の機会を確保するとともに業務体制を整備する。

（1） 採用時研修 採用後1ヶ月以内

（2） 継続研修 年1回

2 事業所は、すべての従業者に対し、健康診断を定期的の実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講ずるものとする。

3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- 7 この規程に定める事項の外、事業の運営に関する重要事項は、社会福祉法人恵仁会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

平成15年4月1日 一部改正

平成15年7月1日 一部改正（第4条(2)）

平成17年4月1日 一部改正（第4条(2)）

平成18年5月1日 一部改正（第2条4、第4条(2)、第8条）

平成19年4月2日 一部改正（第4条(2)）

平成20年5月1日 一部改正（第4条(2)）

平成20年8月1日 一部変更（第5条(2)）

平成21年1月5日 一部変更（第4条(2)、第8条）

平成21年2月6日 一部変更（第4条(2)）

平成21年5月21日 一部変更（第4条(1)）

平成22年2月1日 一部改正（第4条(2)）

平成22年2月21日 一部改正（第4条(2)）

平成22年3月5日 一部改正（第4条(2)）

平成24年9月1日 一部変更（第4条(2)）

平成24年10月1日 一部変更（第4条(2)）

平成25年4月1日 一部変更（第4条(2)）

平成25年9月1日 一部変更（第4条(2)）

平成26年2月1日 一部変更（第4条(2)）
平成26年6月1日 一部変更（第4条(2)）
平成27年4月1日 一部変更（第4条(2)）
平成27年4月21日 一部変更（第4条(2)）
平成28年4月1日 一部変更（第4条(2)）
平成28年5月1日 一部変更（第4条(2)）
平成29年4月1日 一部改正（第4条(2)）
平成30年9月1日 一部改正（第4条(2)）
平成30年11月1日 一部改正（第4条(2)）
平成30年12月1日 一部改正（第4条(2)）
平成31年 3月1日 一部改正（第4条(2)）
令和1年 5月20日 一部改正（第4条(2)）
令和1年 7月1日 一部改正（第4条(2)）
令和2年 4月1日 一部改正（第4条(2)）
令和3年 1月1日 一部改正（第4条(2)）
令和4年 4月1日 一部改正（第4条(2)）
令和4年 8月1日 一部改正（第4条(2)）
令和4年 9月1日 一部改正（第4条(2)）
令和4年 10月11日 一部改正（第4条(2)）
令和5年 8月1日 一部改正（第4条(2)）
令和6年 4月1日 一部改正（第4条(2)、第5条(1)(2)、第8条、第9条、第10条）